

# 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「パブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の監査証明に関する内閣府令	監査証明府令

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<b>▼監査証明府令第4条第9号第2号</b>	
1	<p>「中間監査が中間監査の基準に準拠して行われた旨」を記載するとされているが、監査報告書及び四半期レビュー報告書において同様の規定をしている第4項第2号及び改正案第14項第2号では、「監査（四半期レビュー）が一般に公正妥当と認められる監査（四半期レビュー）の基準に準拠して行われた旨」を記載するとされている。</p> <p>中間監査報告書においても、監査報告書及び四半期レビュー報告書に関する規定との表現の整合性を図り、「<u>中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨</u>」とすべきと考える。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「中間監査が一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して行われた旨」と修正し、監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書に関する規定の整合性を図ります。</p>
	<b>▼監査証明府令第4条第9項第6号</b>	
2	<p>「中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われること。」につなげて、「中間監査手続の選択及び適用は、中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。」を記載することとすることが望ましいと考える。</p> <p>中間監査に関して、第4項において記載されている内容は、監査手続の選択及び適用の原則を述べていると考えられ、その原則にしたがって公認会計士又は監査法人の判断により中間監査手続を選択及び適用する旨を記載することになると考えられるため。</p>	<p>中間監査基準の文言を踏まえ、「中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われること。」及び「中間監査を実施した公認会計士又は監査法人の判断によること。」を分けて規定することとしました。</p>
	<b>▼監査証明府令第4条第9項第8号</b>	
3	<p>「中間監査の結果として中間財務諸表等に対する意見表明のための基礎を得たこと。」を記載するとされているが、監査報告書において同様の規定をしている同条第4項第8号では、「監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。」を記載するとされている。</p> <p>中間監査報告書においても実質的な意味合いは変わらないと理解しており、監査報告書に関する規定との表現の整合性を図るべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「中間監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること。」と修正し、監査報告書と中間監査報告書に関する規定の整合性を図ります。</p>

	コメントの概要	金融庁の考え方
	<b>▼監査証明府令第4条第14項第3号</b>	
4	<p>「四半期レビューは質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われ、<u>それらの手続の選択及び適用は四半期レビューを実施した公認会計士又は監査法人の判断によるが、年度の財務諸表等の監査に比べて限定的な手続により行われた旨</u>」を記載するとされているが、当該下線部は削除すべきである。</p> <p>四半期レビュー手続は、分析的手続等を基本として行うこととされているが、「それらの手続」が指している内容が明確でなく追加的な手続を選択して実施することが常に要求されているよう読めること、監査報告書に記載する手続に関する文言と同様の文言を四半期レビュー報告書に記載することにより、四半期レビューが監査と同程度の保証を与えるとの誤解を受ける可能性があるため。</p>	<p>四半期レビューにおける保証水準に変更があったとの誤解を四半期レビュー報告書の利用者に与える可能性があることから、ご意見を踏まえ、ご指摘の下線部を削除します。</p>
	<b>▼監査証明府令第4条第16項</b>	
5	<p>四半期レビュー報告書の追記情報の記載に関して「(省略) 正当な理由による会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、(省略)」を記載するとされているが、監査報告書及び中間監査報告書において同様の規定をしている同条第6項及び改正案第11項では、「(省略) 会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、(省略)」を記載するとされている。</p> <p>四半期レビュー報告書においても実質的な意味合いは変わらないと理解しており、監査報告書及び中間監査報告書との表現の整合性を図り、改正案第4条第16項の「正当な理由による」という表現は削除すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「正当な理由による」を削除し、監査報告書、中間監査報告書及び四半期レビュー報告書に関する規定の整合性を図ります。</p>